

別記様式(第5条関係)

令和7年度第2回東海村高齢者福祉計画推進委員会 議事録

1 開催日時	令和7年9月30日 火曜日 午後2時00分から午後4時00分まで
2 場所	なごみ東海村総合支援センター 活動室A
3 出席者	<p>【委員】 宮崎委員長、岡村副委員長、土屋委員、安田委員、丸山委員、松本委員、三田委員、今橋委員、山崎（香）委員、山崎（松）委員、砂押委員、内藤委員、清水委員、舟木委員、菊本委員、杉山委員</p> <p>【事務局】 (地域福祉課) 古川課長、木梨課長補佐、ヴァキリ係長、青木主事 (保険課) 瀬谷課長補佐、大内課長補佐 (総合相談支援課) 千葉課長、川上課長補佐 (オプザーバー) 健康増進課 鳥居係長</p>
4 欠席者	阿久津委員、立川委員、鹿志村委員
5 公開又は非公開の別	公開
6 非公開の理由	
7 議題	(1) 第9期計画 令和7年度における取組の中間実績について (2) 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査に対する意見聴取について（村独自調査含） (3) その他 • 各種助成チラシの配付（シニアカード 等） • 次回委員会について
8 配布資料	資料1：第9期計画令和7年度における取組の中間実績 資料2：東海村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査調査票 資料3：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の市町村独自設問について 資料4：東海村在宅介護実態調査調査票 資料5：在宅介護実態調査の市町村独自設問について 資料6：在宅生活改善調査について 資料7：在宅生活改善調査事業所票 資料7-1：在宅生活改善調査利用者票 シニアカードご案内 外出支援タクシー利用料金助成のご案内

	<p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 地域福祉課長挨拶 3 委員長挨拶 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第9期計画 令和7年度における取組の中間実績について …資料1 (2) 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査に対する意見聴取等について（村独自調査含） …資料2～資料7－1 (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・各種助成チラシの配付（シニアカード 等） ・次回委員会について <p>【議題】</p> <p>(1) 第9期計画 令和7年度における取組の中間実績について … 資料1 概ね予定通り実施している。重点事業及び令和6年度評価がB, C, Dの事業についてのみ各担当から説明。</p> <p>○事業No.8 専門職による介護予防事業の推進 きずなチェレンジスクールについて、前年度参加者定員が15名のところ7～9名であったためD評価となった。昨年同様茨城県リハビリテーション専門職協会へ業務委託している。今年度は昨年度の反省も踏まえ、総合相談の窓口やアウトリーチ活動により、当教室の効果や必要性を対象者に細かく説明し、現在実施している。I期は定員に達しており、体調不良により2名リタイア者がいるが順調に教室を開催している。後期も募集しているがすでに定員の半数以上の申し込みがあり、予定通り開催する。</p> <p>○事業No.9 はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業 施術事業者と協力し福祉祭りに参加。来場者は途切れることなく体験され、周知普及できた。施術者からは、今後もイベント時に村と協力して周知していきたいと喜びの声をいただいた。今年度、現在の申請者数は177名、実際の利用者数は約半数の86名。周知としては、デジタルサイネージに掲載し、HP更新や新しいチラシの作成等、新たな手段を試みた。今後の予定としては、施術者の声を聞き取りながら働きやすい環境の場の提供や事業周知等を積極的に取り入れ、より利用しやすい環境づくりに努める。また、地域から協働の呼びかけの際は積極的に出向き事業の説明をしていきたい。</p> <p>【質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.9 はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業について 《委員》 はり・きゅう・マッサージについて、福祉祭りでのPR効果が大きかったと感じている。友人がチラシを見て施術を受け、非常に親切丁寧であったと話していた。今後も行事・イベントでPRしていってほしい。 <p>○事業No.15 医療と介護の連携の推進 取組内容について上半期は特出すべき動きはない。今後の予定としては、10月以降に研修会、在宅医療介護連携推進会議、医療機関・介護サービス事業所相互理解推進事業交流会の3つの項目について記載の通り実施していく。</p>
--	--

○事業No.1 6 認知症総合支援体制の推進

認知症相談窓口の周知について、昨年度認知症総合支援推進会議での御意見をいただき、認知症ケアパス簡易版を作成した。保険課主催の健康相談や介護予防教室、認知症カフェなど高齢者が集まる場所に出向き、相談窓口の周知を図った。今年度は認知症ケアパスの見直しを行っている。認知症当事者や家族の意見を取り入れながら、住民が見て分かり易いケアパスを目指し、見直し修正を行っている。認知症総合支援推進会議は、今年度2回、10月29日と1月頃に開催を予定しており、認知症施策の事業進捗状況の報告やケアパス見直しについて意見をいただく予定。

○事業No.1 7 個別地域ケアの推進

多機関の専門職が委員となっており、高齢者の個別ケースの支援方法についてアドバイスを受けている。今年度も会議を計画通り2か月毎に開催し、支援困難事例6ケースの支援方法を多職種間で検討し、個別課題の解決に向けたネットワークの構築やケアマネジメントに対する後方支援を行った。また、ケアマネジャーの支援力向上のため、会議で共有したケース事例やその支援方針等について、主任介護支援専門員協議会にて共有した。個別ケースから地域課題を抽出し、抽出された地域課題に対して、今年度1回地域づくりや地域資源について協議する予定となっている。

○事業No.1 8 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センター運営協議会については、今年度すでに計画通り2回実施している。北部・南部地域包括支援センターの前年度の実績や今年度の計画について報告し、指導や助言をいただき今期の活動に活かしている。地域包括支援センターの事業に関しては計画通り実施している。総合相談としては、広報紙やHP、各種事業やイベント等にてチラシを用いて相談窓口の継続周知を行っている。対応困難なケースについては、専門職間で情報を共有し、対応方法を協議しながら支援にあたっている。認知症、虐待、困難ケース等に対しては、地域のネットワークも活用し、関係機関との連携を図りながらチームアプローチを行っている。ケアマネジャーへの支援としては、例年通り毎月1回主任介護支援専門員協議会の開催を計画通り実施し、協議会において、各種サービスや地域資源等の情報共有、支援業務に関するケアマネジャー間での相談、助言を行っている。困難事例の相談があった時には、同行訪問してケアマネジメントの後方支援をしている。ケアマネジャーの希望に応じ、年数回勉強会や研修会を実施している。今後の予定としては、3時間程度の研修会を12月に開催する予定。また、地域包括支援センターが事業所へ出向き、事業所の課題や困難事例の情報共有を図る予定となっている。

○事業No.2 1 要援護者の見守り体制の強化

今年度現在までに新規締結事業所はない。移動スーパーや配食等の訪問サービス、民生委員等の関係者から気になる高齢者の情報については、各地域包括支援センターへ情報をつなぎ、訪問にて状況確認と支援対応をしている。今後の予定は、協定締結事業者等から要援護者等に関する情報提供があった場合は、引き続き速やかに状況の把握に努め、必要に応じて関係機関へつなぎ、連携支援していく。見守り協定事業所や民生委員・児童委員、関係機関を対象に、情報交換会を兼ねた研修会を1月に実施予定。

【質疑】

- ・事業No.1 5 医療と介護の連携の推進について

《委員》

医療機関・介護サービス事業所相互理解推進事業交流会について、居宅介護支援については主任介護支援専門員協議会開催が記載されており、事業No.50②と関連しているのかと思うが、事業No.18でもケアマネジャーへの支援として主任介護支援専門員協議会の開催があり、サービスや地域資源等の情報共有、支援業務に関するケアマネジャー間での相談、助言と記載されている。主任介護支援専門員協議会としては、医療と介護の相互理解推進事業交流会としてのイメージが付きにくいので、医療との連携や情報共有という視点で意図があるのであれば教えていただきたい。私自身主任介護支援専門員協議会に関係しているので、今後の方向性を意識して協議会の企画をする必要があると感じたため、交流会を位置付けている背景や狙い等があれば知りたい。

⇒事務局

記載の事項については、昨年度にできた内容であり、具体的なことは現在持ち合わせていない。今後相談させていただきたい。

○事業No.23 外出支援タクシー利用料金助成事業

今年度は福祉タクシーが不足しているため、拡充ということで村外事業所も1事業所加わり5事業所となっている。また、本年度は総務課と連携し、選舉時にタクシーを無料で乗車できる助成券を配った。周知方法は、イオン設置のデジタルサイネージに広告を掲載、また、福祉きずなまつりでチラシを配布した。現在、申請者数は370名、実際に利用されている方は150名程度となっている。今後の予定としては、他市町村の事例を参考に、村に合った移動の仕方を検討していきたい。

○事業No.24 「移動支援」についての対策協議

令和7年の実証実験を11月に実施予定。実証実験を実施するとともに、その結果・課題等を踏まえ、令和8年度本格稼働に向けて準備を進めていく。内容としては、デイサービス共同送迎の実証実験について記載させていただいた。前回7月に紹介したが、村内のデイサービス事業所に通所される方のうち相乗り形式で乗車できる方を対象にして、AI配車システムを活用した共同送迎を行うもので、あいのりくんの介護事業所版となる。実証実験は11/4(火)～11/28(金)まで。月～土曜日に運行し、祝日はお休み。実験の結果、費用対効果や利用いただいた方の声等を総合的に加味し、来年度以降本格実施できるかを含めて判断していきたい。

○事業No.25 生活支援サービス事業

前年度サービス利用者0名でD評価となった。今年度、病院から退院直後の家事支援サービスの調整の相談依頼があり、介護保険の訪問介護サービスではなく、生活支援サービスを調整したが、退院時には自立しており利用にながらず、今年度も現時点では利用者0名となっている。今後の予定としては、利用希望があった際に、希望状況に応じてケアマネジャーとサービス提供事業所を調整し利用につなげていきたい。

○事業No.33 傾聴ボランティアの派遣

今までコロナ禍で施設において受け入れができないという状況のため、派遣施設は1施設のみであったが、年々活動が活発になってきていている。施設からは喜びの声をいただいているので、今後は施設への受け入れの呼びかけ等をしていきたい。施設派遣数は1事業所(すみれ)、利用時間はまばらではあるが月々50～90時間程度。はーとふるというボランティアの方が運営・活動し、ボランティア参加人数は7名である。今後の予定としては、別施設においても、受入の意向を確認して働きかけをしていく。また、別主管課において

は、相談員が定期的に村内各施設を訪問・相談している状況であり、当事業とコラボして活用ができるか検証していく。

【質疑】

- ・事業No.2 3 外出支援タクシー利用料金助成事業

《委員》

利用者の声を聞く機会をどのような形で考えているのか。

⇒事務局

実際の声を吸い上げやすいタクシー事業者にボックスの設置や申請に来られた方に対し、使い方の分かりにくさ等を意見いただく。また、年数回地域で実施する出前講座時に周知しながら、その場で声を聞いていければと考えている。

《委員》

一回は使ったがその後が続かなかったという方も実際現場で聞く。タクシー業者だと利用している方の意見のみとなるので、一回使ったが継続利用にならなかつた方の理由の吸い上げもヒントになり、より良い結果が生まれると思うので検討してほしい。

- ・事業No.2 4 「移動支援」についての対策協議

《委員》

デイサービスの共同送迎について、事業所版のあいのりくんという説明で腑に落ちた。実際のデイサービスの共同送迎はあくまで一部の高齢者のための移送支援であり、どちらかというと移動支援の解決というよりは、事業No.49の介護人材の問題、介護職員の負担軽減かと感じていたため、デイサービス共同送迎が移動支援と結びつかなかつたが、多くの高齢者の足問題の解決につなげていくためのきっかけなのだと理解した。ただ、実証実験の期間が1か月ない中で課題抽出をどこまでできるのか。「よく分からぬけどこのままでいい」、「やっぱり知り合いと一緒に送迎がいい」、家族から「親の状況をデイの職員から送迎時に聞きたい」等様々な意見があるので、実証実験の期間は慎重に検討するべき。

⇒事務局

デイサービス共同送迎は、地域の足問題なのか、介護職員の負担軽減なのか、いろんな角度から検討したもの。アンケートの結果、送迎に関わる職員が送迎を負担に感じているという結果も多く、デイサービス共同送迎としてピンポイントになっているが、今後多方面に広げていく導入・可能性調査とし、まずは1か月で短いかもしれないが切り口として検討材料としていくのでよろしくお願いしたい。

《委員》

南台団地で200円の利用料金で使える移動サービスがあると聞いたがどんな仕組みになっているのか知りたい。傾聴ボランティアについて、介護保険を使っていている方しか利用できない。個人宅を訪問していると、さみしくて訪問を依頼するという実態がある。介護保険の申請をしてほしい方がいるが、医療保険で訪問している方もいて、ひとり暮らしの方が多いが、私たちは末期がんもしくは厚生労働省が認めた疾患でないと介護保険は使えない。3回しかコストがもらえないが、4回5回コールがあり、結局サービスがオーバーしているというのが実態。回数関係なく傾聴ボランティアがあるのはありがたいと職場で意見があったので話をさせてもらった。

⇒事務局

南台の件は、村の取組ではなく自治会等の自助組織のものと思われ詳細は分かりかねる。

○事業No.3 6 認知症早期診断推進事業

個別の相談支援の際や認知症カフェ、健康相談会等を活用して、希望者には認知症スクリーニング検査を実施した。結果に応じて、ケアパスの配付や認知症予防教室・認知症カフェ等、地域包括支援センターの事業を案内し、参加の促しや医療機関への受診を勧めた。今後も引き続き、保険課主催の健康相談会時や相談窓口等において、希望者に対して認知症スクリーニング検査を実施していく。

○事業No.3 7 認知症初期集中支援推進事業

認知症支援の必要な対象者については、認知症サポート医と個別ミーティングを開催し支援にあたった。認知症初期集中支援チームの活動周知が進まないため、認知症サポーター養成講座や地域への出張相談において住民向けに事業の説明とチラシ配布、また村内と近隣市町村の医療機関や薬局にチラシを配布し、相談窓口や活動内容についての周知を行った。また、9月の認知症月間に合わせ、広報やHP、各種イベントにおいても周知した。相談・チーム対応件数は継続が4件、新規が3件、合わせて7件対応している。チーム員全体会議は9月10日に第1回、第2回は3月に開催予定している。

○事業No.3 8 認知症高齢者見守り事業

記載内容の訂正：(誤) ■登録事業所総数→(正) ■おかえりマーク利用申請者数

認知症サポーター養成講座や認知症カフェ、エンジョイ・サマースクール、出張相談を通してチラシを活用しながら、茨城県警察防犯アプリ「いばらきポリス」および徘徊者早期発見のための「おかえりマーク」の申請の案内をした。9月の認知症月間に広報紙とHPの内容も更新した。おかえりマークの利用申請者数は106名で今年度新規登録者は8名となる。引き続き、ケアマネジャーや認知症等相談時におかえりマークの案内をし、行方不明高齢者発生時に必要に応じてネットワークを活用し早期発見に努めていく。

○事業No.3 9 認知症サポーター養成事業

認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座、ファローアップ講座については記載の通り開催している。ステップアップ講座受講者で希望される方には、8/4 エンジョイ・サマースクールや9/13 認知症の講話においてボランティアとして協力いただいた。今後の予定に関しても記載の通りで、ステップアップ講座は2回目を1~2月に実施を予定している。

○事業No.4 0 認知症地域支援・ケア向上事業

昨年度作成したケアパス簡易版を中心に出張相談、個別相談、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、相談窓口において活用し、認知症相談窓口の説明をしている。認知症カフェの周知についても、HPの内容を更新しチラシを掲載している。また、広報紙、出張相談、講座にて住民や介護福祉事業所への参加を引き続き呼びかけをした。今後の予定としては、昨年度ケアパス簡易版を作成したが、今年度はケアパス本体の見直しを行う予定。また、認知症出張相談や認知症VR体験会を11/29 南部地域包括支援センター主催で開催予定。

○事業No.4 1 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

本人ミーティング・家族の会については計画通り実施し、参加者の要望を確認・聞き取りしながら認知症当事者のやりたいことやってみたいことの実現に向けて関わっている。今年度は散歩や歌、家族の要望でランチ会を実施した。ランチ会は、本人や家族、ステップアップ講座を受講したサポーターが参加し

た。チームオレンジでは、今年度2チームが継続活動し、住民主体で内容を決めて活動しており、地域包括支援センターでは、活動の後方支援をしている。今後の予定は記載の通り実施していく。

【質疑】

特になし

○事業No.4 5 避難行動要支援者の避難支援の推進

地域の自治会長や民生委員、ケアマネジャーから情報をいただき新たに7名が新規登録となり、登録者は103名に至る。今年度から自治会長が変わった地区もあるので、丁寧な説明を心がけ、一人ひとりを訪問し計画づくりを進めしており、配慮すべき点、どのようなルートで避難するか等をまとめた個別避難計画は82名分作成済み。名簿管理の協定を締結している自治会数は25地区。

今後の予定としては、現在在宅で生活している要介護3以上の方、ひとり暮らし、高齢者世帯の方を抽出し、実際に避難できないかどうか各居宅支援事業者にも協力いただきながら調査予定である。また、不動産業者とも協力し支援体制等を構築していきたいと考えている。警察とも要支援者支援体制について検討していく。

【質疑】

特になし

【全体を通して質疑】

《委員》

事業No.7 ①介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業の今後の予定の記載について、これはケアプラン点検か、それとも今後別に場を設けるということなのか。

⇒事務局

ケアプラン点検と考えていただいてよい。

《委員》

今まで通りのケアプラン点検ということだが、ケアプラン点検の利用者について、保険課から指定された方のケアプランをケアマネが用意して点検となるが、その際にハイリスク者を検討するにあたって、担当しているケアマネジャーからも相談を経て、点検の対象者を選択しているのか。包括で主任ケアマネとしてケアマネの後方支援をしているので、本来ならば、ハイリスクや困難ケースは自分が抽出して後方支援をしなくてはならないと思ったが、保険課でやっているのであれば、今後保険課とも連携が図れると感じた。ケアプラン点検の対象者を選択するにあたっては、ケアマネジャーと情報を共有して対象者をあげる形なのか。担当者がいないならば後で回答をお願いしたい。

⇒事務局

ケアマネジャーと連携した形で進めていきたいこともある。その際は御意見をよろしくお願ひしたい。

追記（回答）

ご質問いただいた事業は、介護給付適正化事業の一つであるケアプラン点検とは異なるものである。ケアプラン点検は、介護保険の給付データから機械的に問題があると認められるケアプランについて、点検・指導を行う。一方で、この事業は健診のデータ等を専門職が分析し、低栄養や口腔機能の低下等のフレイルリスクが高い方を抽出する。抽出した方の担当ケアマネジャーのケアプランについて、栄養や保健医療に関する観点から助言させていただく事業であ

る。助言を参考にしていただき、介護予防を図っていく。

《委員》

この委員会に出るようになり、村にたくさんのサービスがあることを知ったが、実際母は村のサービスを知らない。この資料を見ると、村はこういうサービスをしています、それに対して興味のある方は来てください、参加人数がありますという受け止め方をしているが、自治会の集まりに行き地域の方に説明はしていないのか？

⇒事務局

年に数回、地域での出前講座の声がかかったときは出向き、当課だけでなく他課と共通する事業の案内も周知させていただいている。

《委員》

興味がない方でも知識を持つと繋がっていくので、もっと地域を利用すると広がっていくのではないかと思う。また、不動産事業所としてサービスで見守りをしているが限界がある。年齢や独居等の条件で、月1回や週1回の電話見守りをしているが、人数が増えており、今年は2名の方が亡くなり、発見に1週間程度かかっており、電話での見守りも間に合わないと感じている。たまに見守りをするのではなく、機械（センサー）で見守りを行うことを検討しているが、費用を誰が負担するのかという話し合いを社内で行っている。県によっては助成金を出しているところもあるので、村とも話を進めたいと思っている。

⇒事務局

村にセンサーの助成はないが、他市町村の情報等調査していきたい。何かあった時には声をかけさせていただく。

《委員》

東海村でも独居や高齢者世帯に設置できる緊急通報システムがある。備え付と手持ち用があり申請が必要である。

⇒事務局

緊急通報システムは、押せばアルソックが来てくれるが、使える方が年齢や世帯構成等の条件がある。

《委員》

検討しているのがトイレの照明をセンサーにして、1日入らなければ連絡が来るというものが月3,000円かかる程度であるので、試験的に自社の高齢者に向けて会社が負担してやってみる。助成金はすぐには難しいと思うので、ご家族や契約者に費用負担をお願いし設置していくことを検討中である。

《委員》

事業No.24のデイサービスの共同送迎だが、家族がデイサービスにお世話になっているが、共同送迎の対象者にはならないと思う。デイサービスでは送迎時にコミュニケーションが取れ、とても安心ができる。実証実験をすることだが、すでに候補事業所には、こういう事業所がくるということは分かれているのか。それは事業所ごとの職員ごとののか。

⇒事務局

デイサービス介護事業所が対象となっている。村内にあるデイサービス事業所は12か所ある。12か所の介護事業所と村がコンタクトを取り、実態調査の協力や実証実験に参加するかどうかの意向を伺った。結果としては12事業所のうち6事業所で候補者がいそうだと回答いただいた。これから候補者の家族の同意やご本人の意向の確認、実際に乗れるか乗れないかの詳細の打ち合

せ等を確認していくため、結果としてどれくらいの方が乗れるか分からない。現時点では参加しないと表明している事業所の利用者の方は乗ることができないので、それによって乗れる乗れないは発生する。

《委員》

実際に賛同しないという事業はどれくらいあるのか。P. 1 1 をみると事業所が 1 3 と記載されているが、どちらが正しいのか。

⇒事務局

カトレアのデイサービスがあり、計画上は 1 3 事業所だったが、1 事業所減って今は 1 2 事業所となっている。1 2 事業所とコンタクトを取り、アンケートを実施し、参加するかしないかを伺った。アンケートの時点で参加しないと回答した事業所もあれば、アンケートの協力はしたが実証実験は断るという事業所もあり、トータルで 6 事業所からお断りがあった。乗車する本人が最後まで同意をいただけるかはこれからであり、6 事業所なのか 5 事業所なのか動きはあると思う。

《委員》

賛同できない理由は聞いているのか。

⇒事務局

参考までにお伝えすると、「デイサービスは送迎から始まっており、送迎を切り離すことは難しい」、「車いす利用等利用者の介護度が高く相乗りの条件にふさわしくない」、「実証実験に参加することで本格運用の時も利用しなければならなくなるのでは」と予防線を張っている等様々であった。

《委員》

緊急通報システムは以前からあり利用している方も多いと思うが、昨今だと孤独死や緊通のボタンを押す間もなくといった場合、自然死というところで、そういう方に対して村として考えてもらえると、訪問に行ってヘルパーが見つけた、またはデイサービスの迎えに行って見つけたという状況が無くなるので、対応を検討していただけるとありがたい。

⇒議長

御意見ありがとうございます。

(2) 第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査に対する意見聴取等について・・・資料 2 ~ 7

国では軽度・一般高齢者の身体等リスクや社会参加状況の把握等、地域診断を行うための調査として「ニーズ調査」を、居宅にて生活をされている要介護認定者の「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、「在宅介護実態調査」を提示している。

さらに、任意調査ではあるが、村では在宅生活改善調査を実施する予定。在宅で生活している要介護者の心身の状況や生活環境等を把握した上で、どんな支援が必要なのかを明らかにしていくことがねらい。

今後高齢化の状況やそれに伴う介護需用も地域によって変わっていくことが想定されるので、各保険者においてはそれぞれの地域が目指すべき方向性を明確にしながら、その地域の特性を活かした地域包括ケアシステムの推進・深化がより求められる。

今後の村の見通しとしては、令和 22 年度までに高齢者の数は増え、介護予防給付費は令和 7 年度比で 1.2 倍、在宅サービス給付費は 1.3 倍に膨らむと想定されている。予防に対する試みや在宅において自分で生活できるサービスの在り方の検討をしていかなければならない。そのために、ニーズ調査や在宅

介護実態調査、任意調査の在宅生活改善調査を十分に活用していくことが大事である。

資料2 のニーズ調査について

対象者は要支援者、事業対象者、一般高齢者となり、必須項目は35項目、オプション項目は30。村として独自設問を4つ設けている。今回に限り就労の問題について追加となっている。

資料3 の独自設問について

No.1, No.2

前回の調査では運転免許証の返納を考えたことはあるかに62%が“ない”という回答、“ある”はわずか20%であった。東海村はコンパクトな村であり、他市町村より秀でたデマンドタクシーという移動手段があるので、免許を返納し車がなくても移動できるのかと思っていたが、この結果をみると、手放せない理由、背景があることが分かった。どうして手放せないのか、デマンドタクシーの料金や移動範囲を村外まで求めているのか、地域によってはみんなで乗れるワゴンタイプを希望しているのか等、今回はできる限り具体的に設問を設けた。

No.3, No.4

前回同様の内容を設けた。前回は社協で見守り制度の「とうかいライフ・エンディングサポート事業」立ち上げのため住民の意見を吸い上げる意図があった。また、高齢者の身元保証人問題は国としても重い課題として受け止めており、身寄りのない高齢者の数は今後増えていくことが予想され、更なる需要が見込まれると考える。

村としても、社協や一部の民間に任せてしまって良いのか、また、社協は50万円以上の預託金がなければ身元保証制度を利用できない事情がある。この預託金を用意できない高齢者もあり、今後どのように事業を進めていく必要があるのか、何らかの手立てを構築していく必要があるか否かを検討していくために、設問を設け確認したい。

続いて資料4 在宅介護実態調査について

介護保険計画の策定では、これまでの地域包括ケアシステムの構築の観点に加え、介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か、といった観点を盛り込むため、高齢者等の適切な在宅生活の継続と介護者の就労継続に有効な介護サービスの在り方、サービス整備の方向性を保険者が適切に示していくこともあわせて求められる。

この方向性を示すためには、現状をもとに、単純に直近のサービス利用料等を伸ばしていく、自然体推計に加え、これを修正するための議論とそのための材料が必要となる。

この調査は、サービス利用の実態と、アウトカムの関係性を調査分析によって明確にし、今後のサービス整備の方向性を議論していくことを目指して計画策定に向けた材料となり得る。

調査対象者は、要介護、要支援者となる。設問は基本項目9、オプション10、村の独自設問5となっている。実施手法が変更され、在宅介護実態調査の一部を在宅生活改善調査に組み換えるように手法が変わった。ただ組み替えると任意調査で実施するケアマネジャーの負担が増したり、これまで家族が記入していたものを第三者が記入することで、実際の情報と乖離が生じたり、これまでの地域間の比較が出来なくなってしまったりする懸念があるので、手法を変えず実施する予定。また、この調査は要介護認定情報と結びつけ

ることができ、現在のサービス利用状況、現在の居所、要支援・要介護度、認知症自立度等の情報と今回の調査で回答を得る家族の介護の有無、就労継続の可否、介護に対する不安要素等これらの情報を結び付けることで、例えば、要介護度が高くなあっても、認知症であっても、介護者が就労を継続できているサービス利用の実態は何かを把握することができる。

資料5について

No.1、2は、ニーズ調査の内容となっている。前回の調査でも少なからず入居の際に困った方は10%，少ない数ではあるが、高齢者が増えるなか無視することはできない。No.3の意図としては、災害時に避難できない方を村で名簿登録管理している。地域やケアマネジャーからの情報提供によって名簿登録している。そういう中で、少なからず地域の中に埋もれている方をこの調査で吸い上げていきたい。続いてNo.4、サービスがあっても家族の支援がなければ参加ができないとなると意味のないものとなってしまう。自分で参加ができるように移動手段を確保しなければ進まないため設問を設けた。

資料6について

在宅生活改善調査は任意調査となっている。対象者は在宅で生活している要支援・要介護認定者。要介護者の在宅生活継続実現に向け調査する。対象者の居所は自宅や居宅扱いの施設。回答者は、居宅介護支援事業所の施設長やケアマネジャー。調査概要としては、ケアマネジャーが自身で担当する利用者の中から、現在のサービス利用のみでは居宅生活の維持が難しくなっている利用者を抽出し回答する。回収率としては100%を目指している。実施期間はニーズ調査等と合わせ11月中旬頃の予定。参考に、調査票は、施設長に回答いただく資料7は、前回の調査からの変更点があり、注意書き追記事項が変わった事、また問3の12は病院・診療所は無かったが、今回の調査から加わった。資料7-1はケアマネジャーが回答する調査票で、前回からいくつか変更点があり、問3、4で、具体的に生活支援の内容を明らかにするために充実が必要な生活支援の内容が記載されている。また問4-1では、具体的なサービスが選択できるよう¹在宅サービスの内容が記載されている。今後、居宅介護事業所へ村から依頼させていただくのでご協力をお願いしたい。

【質疑】

特になし

(3) その他

・各種助成チラシの配付（シニアカード等）

いばらきシニアカードは県の事業だが、東海村で利用できる店舗もある。申請された方には、分かり易いように使い方と東海村で利用できる店舗の一覧をお渡ししている。

外出支援タクシー利用料助成事業は、利用したいが料金はどれくらいかかるのかという問合せがあり、タクシー事業所に確認した。村内から村外（ひたちなか総合病院）で目安を10kmとすると、常東タクシーだと料金は4,600円+迎車料金500円を合わせた額から1/2なので、2,600円を助成。上限が5,000円なので、乗車料金と迎車料金を合わせて10,000円を超えたたら5,000円まで助成となる。福祉タクシーは3事業所ある。車いすやストレッチャー等レンタルや介助があるが、その方の状態次第なので、各タクシー事業所に問い合わせいただきたい。チラシを作成したが、これですべてが分かるわけではなく、他の移動支援も一緒に混ぜたものを作成できればよいと思っている。今回が完成形ではなく修正をかけながら分かり易くしていきたい。自治会への配布の意見もあったが（敬老会の時に事業の周知をお願いした

	<p>が)， プログラムの都合で受けさせていただけなかった。委員の皆様にも、事業周知の配付できる場の情報提供やチラシを分かり易くするアイデアをいただけるとありがたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回委員会について <p>次回は12月に第3回を予定している。開催日時が決まり次第文書連絡する。またアンケート調査についても、内容について意見があれば連絡いただきたい。</p> <p>【全体を通して質疑】</p> <p>《委員》</p> <p>外出支援タクシー利用料金助成事業のチラシについて、「乗車料金の半額を助成します」というフレーズがチラシの中に3回出てくるが、1か所で良いのではないか。</p> <p>情報として，“いたいいいくらで乗れるのか”ということも知りたい。東海駅から病院までだと、通常○○円のところ助成されていくらになる、の“いくらになる”っていうところをしっかり出すと，“こんなに安くなるならタクシーに乘ろう”，“子どもに付き添ってもらわなくとも行けるかな”と気持ちが動くのではないか。</p> <p>《委員》</p> <p>乗車料金を明記するという続きで、帰る時にいくら支払いが必要なのかも具体的に明記しないと、往復での料金なのかと勘違いする方もいるのではないか。行きと帰りの具体的な料金が分かるとタクシー利用を検討できるのではないか。</p> <p>《委員》</p> <p>日に2回タクシー券を利用できるのか、月に何回利用できるのか等をケースとしてセットで出した方がいい。</p> <p>《委員》</p> <p>帰りは現地のタクシーを使えないだろうから、その際の迎車料金はどれくらいかかるのか、行きと帰りで料金が変わってくるのか等あると分かり易い。</p> <p>⇒事務局</p> <p>モデルケースを出して、分かり易いように作成していきたい。</p>
10 結 果	
11 会議録内容 確認	委員長 宮崎 勝

(注) この様式により難いものにあっては、これに準じて適宜調整し、作成すること。